

九世紀の国郡支配と但馬国木簡

吉川真司

序

この報告では、但馬国出土の木簡を用いて、九世紀～一〇世紀初頭における国郡支配の実態を考えたい。素材としては、主に袴狭遺跡出土の木簡を取り上げる。したがって、但馬国出石郡における支配の諸相を考察することが論の中心となる。

袴狭木簡については、すでに渡辺晃宏が的確な整理を行ない、郡家遺跡の木簡として貴重な内容をもつことを述べている。⁽¹⁾私は渡辺論文に基本的に依拠しつつも、いくつかの点で解釈の可能性を拡げてみたいと思う。

一、「諸郷徵部」——郡雜任の編成——

最初に検討したいのは、次の木簡である。

① 「諸郷徵部」

これは袴狭遺跡内田地区で出土した木簡で、九世紀代の礎石総柱建物の倉庫群に伴うものと考えられる。形態は題籤軸で、文字は「諸郷徵部」と読んで誤りない。反対面に墨痕は確認できないが、何らかの記載があった可能性も捨てきれない。

「徵部」は近江国愛智郡大國郷の売券にも現われる、いわゆる郡雜任の一種である。⁽³⁾正税出拳に関与し、郷に一人置かれ、短期間で交替していたことが、売券の記載から推測できる。さらに弘仁十三年（八二三）閏九月二十日太政官符（『類聚三代格』卷六、公糧事）は、国郡が差発・使役する雜任や徭丁に関する包括的規定で、九世紀の雜徭の実態をよく示す史料であるが、そこに郷別二人の「徵稅丁」が見え、徵部はこれに相当すると考えられている。なお、正税出拳にかかる郡雜任としては、徵部のほかに稅長がいた。稅長は各郡の正倉に院別三人おかれ、倉を管理して財政を運用し、出拳の貸付にあたつたと考えられる。これに対して徵部は、その名のとおり正税の徵収を行なつたのである。稅長と徵部の関係については、分業関係とする説と指揮関係とする説がある。⁽⁵⁾

郡雜任の中核にいたのは、この税長と郡書生であった。郡書生は田地支配や調庸収取など、ほぼ全ての郡務に関わったと考えられる。こうした郡雜任は八世紀中葉には史料上に現われ、九世紀後葉に衰滅した。木簡①の推定年代もこれに合致している。ちなみに「和名類聚抄」では出石郡は七郷からなるが、袴狭遺跡出土木簡に「余戸里長」という記載が見えるので（木一九58）、律令体制下には八郷があり、中郡とされていたと推定できる。とすれば、弘仁十三年官符の基準では、出石郡には郡書生が四人いたことになる。

それでは、木簡①はどう理解すべきだろうか。これは出石郡の正倉（または複数あった正倉の一つ）で廃棄されたものと見られる。従つて、正税出納業務に関わる文書を巻子に仕立て、それにこの題籤軸が付されていたことは、ほぼ疑いない。袴狭遺跡内田地区ではほかにも出納業務に伴う木簡が出土している（木一九58、木二三249〔T 13〕、木三二50〔T 25〕）。

これまで木簡①は、徵部から送られてきたさまざまな文書、またはそうした文書や木簡の写を保管する巻子に付されたものと考えられてきた。⁽⁶⁾確かに正税の徵収や未進分の処理に関して、木簡や文書が作成されたことは十分考えられる。そしてそれらを保管するのには税長の職務であつたろう。しかし、それならわざわざ「徵部」という職名を題籤軸に明示する必要があるだろうか。むしろ内容に即して、「諸郷収文」「諸郷未進」などと書くか、鳥取県岩吉遺跡出土の

題籤軸⁽⁷⁾のように「〇〇年税帳」などと記すほうがずっと自然であろう。反対面に別の記載があつた可能性が残るから、なお断定は憚られるものの、むしろ記載者の関心は「徵部」そのものにあつたのではないか。

そこで私は、木簡①を「徵部歴名」を貼りついだ巻子に付されたものと考えてみたい。税長たちは正税の徵収を確實にするべく、各郷の徵部が誰であるかを把握しておく必要があつたはずであり、そのため彼の人名録を持っていたと想定するのである。もつとも出石郡八郷に徵部は一六人しかおらず、その歴名は一紙に十分収まるだろうから、題籤軸を付けるのは不自然にも思えよう。しかし徵部は一年程度で交替したと考えられており、未進分の徵収などを考えれば、彼らの歴名は何年か遡つて保管しておくことが望ましかつたのではないだろうか。そのために徵部歴名は貼りつがれ、その継文に題籤軸が付けられたと推測しておきたい。

右の私見が成り立つとすれば、かかる歴名が他の郡雜任についても作られていた可能性が浮上してくる。大国郷壳券に見える郡雜任には、領から郷長へというように、ある職務から別の職務に転じた者がいる。郡雜任にはそれなりの知識と財力が必要だったから、主として郡内の有力者が、おそらく郡司によつて順々に差点されたのではないかろうか。そして例えば年に一度、郡雜任の總歴名が作成され、各部署に関係部分の抜き書きが配布されるといった状況を

想定してみたい。なお、郡雜任と國雜任の差點がどう連動していたかは、よく判らない。ただここで想起されるのは、院政期の受領が「歴名帳」「國雜色」「國侍」「國內富人」などを把握していたことである。⁽⁹⁾ そうしたシステムの源流を、郡雜任・國雜任の總歴名や差點簿に求めるのも、あながち無謀ではないかも知れない。

ところで郡符・郡召文には、郷長や郡雜任を召すものが少なくな⁽¹⁰⁾。彼らの指揮権が郡司にあつた以上、異とするには及ばないのだが、例えば次のような木簡である。

②

・「郡召稅長膳臣澄信

右為勘×

持事番□□等依□

・「不避昼夜視護仕官□而十日不宿□^{〔直カ〕}×

〔舍カ〕^{〔意カ〕}

只今晚參向於郡家不得延□□□

大領物部臣今繼

□□□

木二〇 214

③

・「召史生奈胡□何故意□□不召今怠者大夫入坐」

・「奉待申物曾見△与見△与

六□□日少□主帳

〔領カ〕

」

木一八 77

文書として注目された。しかし、そうした不可解な事態を想定するよりも、木簡③の「史生」は「書生」、つまり郡書生のことと解したほうがよいのではなかろうか。類例はないが、郡雜任の呼称は地域・時期によって多様であるし、ほぼ同内容の職名として史生と書生が通用された可能性もある。香住エノ田遺跡は、出石郡穴見郷の行政的中心地と推定されている。そうした場所に郡書生になるような有力者がいて、彼は③の郡召文を受けたが、これを出石郡家まで携帯することなく捨てたのである。

以上、「諸郷徵部」題籤軸について、徵部歴名の継文に付されたものではないかと論じた。これはむろん一つの可能性にすぎず、自説に拘泥するつもりはない。徵部がそれほど文書を作成していくだろうかという、素朴な疑問から対案を示しただけのものである。むしろ強調したいのは、いずれにしても、木簡①を稅長という郡雜任の職務に即して理解すべきだということである。梅狭遺跡内田地区は遺構も明瞭で、西半(F区→J区)で出土した木簡はおおむね稅長の業務にともなうものと考えられる。⁽¹¹⁾ 地方官衙遺跡で出土した木簡については、國雜任・郡雜任の存在をはつきり意識し、いかなる部署や職務に伴うものなのかを考える必要があるという、当然のこと改めて痛感された次第である。

木簡②は福岡県上長野A遺跡で出土したもので、稅長を郡家に召喚している。豊前国企救郡家周辺で廃棄されたと見られる。一方、木簡③は兵庫県香住エノ田遺跡で出土し、郡司が国司の史生を召した

④ 「八月十日□□□」 子三丸一井半余 八月十一日 八月十五日 神□〔人カ〕

卅井

清貞二井
清少二井

財吉二井

内継二井半

稻主□

貞長二井

弘主二井

常庭二井

□延丸一井半

豊足二井

成人二井

弘世二井

八月十日六□〔十四カ〕

人五人荷十二井

同日卅一井

「



又人四人□

合九十五井

八月十一日□

木一九六〇

二、「井」納帳 — 雜徭による物品調達 —

次に木簡④について検討する。これも袴狭遺跡内田地区で出土したもので、下層遺構（八世紀中葉～九世紀初頭）に伴う木簡と考えられる。人名から受ける印象では、平安時代に近いもののように感じられる。下層遺構の時期にも出納関係の木簡があり、木簡④もそうした職務に関わるものであろう。④は下端が折れているが、現状で三四cm以上を測る大ぶりの木簡で、某年八月十日から十五日にいたる「井」単位のものの記録である。裏面に「五人荷十二井」と記す

「井」という単位には類例が見当たらないが、私はこれを「圍」を略したものだと推定する。管見の限りでは、正倉院文書や木簡ではこの正字を使い、省略形の「匁」は見られないが、木簡④は帳簿の記載であるから、きわめて略した「井」を用いたとしても不自然ではない。「围」とは藁、葛、草、竹、蒲、蔣・蘭・菅、水葱、木賊、檜皮といった纖維質の長い物品を束ねて数える単位である。⁽¹³⁾奈良・平安時代には「ゐ」と読んでいた。⁽¹⁴⁾

では、木簡④では何が収納されているのだろうか。近世の農書に

よれば、「延喜式」の「園」単位物品のうち、菟安草の収穫期は八月半ば以降、藍は五月中旬～六月、蘭草・菅・蒲などは六月頃、木賊は四月である。竹は種類によって異なるが、七月下旬～八月のものと九月のものがある。⁽¹⁵⁾ 檜皮は今では八月～四月に採るが、一一世紀伊国では材木は農閑期の正月前後に收取されたから、檜皮も恐らく同様であろう。また木簡④ではかなりの量が納められているので、水葱などの野菜とも考えにくい。従つて、候補としては蘿・薺・竹が残り、なかでも蘿か薺の可能性が高いと思われる。

九世紀には稻の根刈りが普及していた。⁽¹⁷⁾ 後世の例になるが、稻刈りはかなり長期にわたって続けられた。刈取った稻から乾燥させ、一ヶ月ほど乾かして順次、脱穀していく。その過程で蘿ができるのである。⁽¹⁸⁾ 八世紀の大和国では、早稻地帯の添下・平群郡においては四月に播種・七月に刈取り、晚稻地帯の葛上・葛下・内郡においては五～六月に播種・八～九月に刈取りを行なった。⁽¹⁹⁾ また一二世紀にも、早稻は七月から収穫されていた。⁽²⁰⁾ とすれば、八月中旬に「初物の蘿」が収められても、なんら不思議ではないのである。木簡④の「井」単位の物品が、このように蘿であったとすれば、古代出石郡は早稻地帯であつたことになる。むろん薺の可能性もあり、薺がそれに充てられたことも想定しうるが、厩牧令厩細馬條によれば八月は青草を与える時期であった。

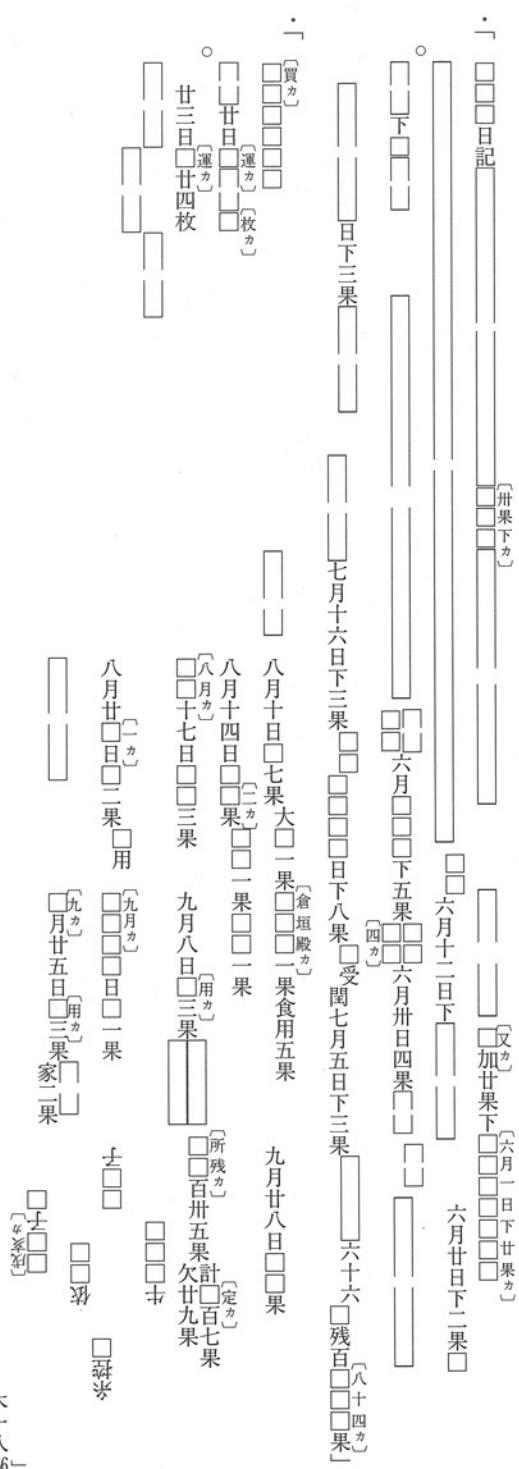
「延喜式」を見る限り、但馬国の調庸・中男作物・交易雑物・別

貢雜物などには、蘿や薺はもとより、「園」単位の物品は全く含まされていない。従つて、木簡④を京進物の納帳と見るのは困難である。そもそも蘿や薺のような安価・日常的でかさばる物品を、但馬国から貢上するようなことは考えがたいのである。賦役令蘿藍條によれば、京で使用する蘿・藍（とともに「園」単位の物品）などは畿内から上納され、『令集解』同条古記は「國、輸すべき物色を知り、臨時に雜徭を充てて採らしむ」と注釈している。また先述の弘仁十三年閏九月二十日太政官符には、諸国の徭丁のうちに「採蘿丁」「薺丁」が見える。このほか「採松丁」「炭燒丁」などもいた。木簡④の物品は、蘿であろうが、薺であろうが、雜徭によつて調達され、出石郡家で用いられたものと考えられるのである。⁽²¹⁾

ただ、弘仁十三年官符にいう採蘿丁・薺丁が貢進者自身を指すのか、納入を指揮する者を指すのか、はたまた雜徭賦課額の基準に過ぎないのかは明確でなく、木簡④の人名とどう関連するかについては考究をする。ともあれ、二園を基準とする蘿または薺の輸納量は、各人一日分程度の雜徭にすぎないと思われるが、出石郡家ではこのようにして日常的な雜物を徵収し、消費していたのである。松明や炭についても同様であつたろう。しかし、そうしたことは正税帳からはうかがい知れず、従来ほとんど注意されてこなかつた。

郡家における雜物運用を示すらしい木簡は、他遺跡の出土品にも見られる。

まず木簡⑤は、鳥取県岩吉遺跡で見つかった九世紀前葉頃の帳簿木簡⁽²³⁾で、恐らく因幡国高草郡の正倉に關わるものであろう。現在読みとれる限りでは、六月一日～九月二八日に「果」単位の物品を「下」したことを記しており、倉か雜舎に収めてあつた瓜の下帳と考えることができる。⁽²⁴⁾因幡国の京進物に瓜は含まれておらず、これらもまた郡家の日常的な食料品として、雜徭によつて徵收されたものではなかろうか。正倉院文書によれば、写経所は錢を用いて薪・藁・野菜・瓜・調味料などを購入していた。⁽²⁵⁾律令体制下の地方官衙では、このような物品は錢や正税を支出するのではなく、雜徭によ



つて調達していたというのが、私の想定である。またかなり時代が
降るが、一二世紀の淀在家には藁・菖蒲・瓜・茄子・薪が課され、
生鮮食料や屋形船の運送は隨時「召」されていた。⁽²⁶⁾藁・薪・瓜は日
常生活に密着した、安くて雜多な賦課品の代表だったのである。

さらに次の木簡も興味深い（『長野県屋代遺跡群出土木簡』一一四号）。

⑥ 「
符屋代郷長里正等 匠丁糧代布五段勘夫一人馬十二疋
〔神〕宮室造人夫又殿造人十人

・「

□物令火急召□□者宜行

少領

ない、と私は考える。雑徭は一〇世紀には臨時雑役に受けつがれ
た⁽²⁸⁾。それが淀在家に見たような、中世的な所課を「召」すことにつ
ながっていく。佐藤泰弘は一〇世紀後葉以降の社会関係を、「召」
奉仕⁽²⁹⁾関係を基軸として捉えることに成功した。ただし、「召」と

これは信濃国埴科郡司が屋代郷長らに対し、敷席・鱈・芹といった
物品とともに、人夫・馬などを「召」した郡符木簡である。人夫は
雑徭として徴発されたものであろう。とすれば残る物品についても、
收取税目をあえて求めるなら、雑徭と見るべきではあるまいか。

これまで雑徭は力役を中心に論じられてきた。それはもちろん正
当である。しかし地方官衙における日常的な物品調達もまた、雑徭

という税目で行なわれたことを、これらの木簡は示しているのでは
ないだろうか。品部雑戸に番上型と貢納型があつたのと同じことだ
ある。こうした物品は郡家だけでなく、国府の日常業務でも不可欠
のものだったに違いない。国郡支配、あるいは地域社会の政治
秩序の基底には、多種多様の雑徭徴発があつたと考えるのである。
弘仁十三年官符に見えるさまざまな雑徭はその一端を示しているが、
実は物納によるものも少なくなかつたと推定しておきたい。⁽²⁷⁾

以上、木簡④を雑徭による、おそらく藁か蕎麥の収納帳簿だと考え、
そこから地方官衙における物品調達体制に関説した。地方官衙遺跡
出土の木簡は律令体制下の力役・物品收取の実態を示す、またとな
い史料である。雑徭については、まずは中央から、法制史料から考
えようとする傾向が根強い。そうした法制史的理解を超えて、中世
にもつながる地方支配の実相を考えようとする場合、木簡の果たす
役割はきわめて大きいと思われる。

木簡⑥でもうひとつ重要なのは、力役も物品とともに「召」すと
表現されていることである。前章で見たように、郡雜任も郡司に
「召」されていた。つまり雜任であれ、一般公民であれ、さまざま
な労役・物品を「召」されて郡家や国府に出かけていったのである。
そうしたことこそが「クサグサノミユキ」(雑徭の和訓)にほかなり

三、「禁制」札——立札と抜札——

袴狭遺跡内田地区の倉庫群はおそらく九世紀のうちに消滅する。

九世紀の国郡支配と但馬国木簡

(7)

「

右田依〔土カ〕

野鄉出〔石カ〕

永社戸口

延喜六年四月十三日

禁制六条九里廿椎下田式段百姓

〔鞍カ〕

執

〔掌カ〕

人

〔人カ〕

〔人カ〕

〔人カ〕

〔人カ〕

民部卿家書吏車持公

□ □

木一四79〔T39〕

その後は木簡の内容も出土状況も大きく変わる。国司の受領化、国郡の業務の一体化、郡雜任の衰退といった、これまで明らかにされたきた国郡支配の変化⁽³⁰⁾と、それは見事に対応している。

そこで最後に、一〇世紀初頭の木簡を検討したい。右に掲げた(7)

は、袴狭遺跡大坪1区で出土した長さ五九・五cmの長大木簡である。水田面を覆う洪水性堆積物に埋もれていた。下端を尖らせたり、釘穴を開けたりしていなが、屋外に掲示したものと考えられる。内容的には、六条九里廿坪の椎下田二段に関し、何らかの行為を「禁制」している。その田は出石郡土野郷の百姓某に関わるものであつた。禁制した主体は、位置部分に見える民部卿家、すなわち中納言従三位藤原有種家と考えて良からう。

この木簡には類例がある。現時点では、但馬で六例、河内で一例、薩摩で一例が出土している。

木三二48〔T7〕

老

常貞右田依

常

禁制六条八里〔卅カ〕老〔老カ〕常貞右田依〔常カ〕

葛

百步

木三二48〔T8〕

老

常貞右田依

常

□ □ □ □ □ □ □

三月十□

木三二48〔T7〕

「五条八里卅六蕎生百歩

物マ宅□

木一六85〔T42〕

「九条五石立里廿三桑原墾田百廿八歩〔高生郷采女部男庭之墾

木九62〔選47〕

〔左カ〕

□納所検納富次負作田捌段九□三坪内

右件作田寛治七年貢米未進□□檢〔領如件カ〕

嘉保×

木九63〔選47〕

(8) 下田二段戸

他人作乱□

木三二252〔T40〕

231

制止 津則永私亭畝事

平大夫殿者戒能□代被制止者

在長原里卅五坪□

○治曆一年六月廿一日○

右件苧畝平大夫殿御出拳米僧戒能所負代。則永所負代制止者。

制止如件但沙汰之故者戒能私隨宅亭畝二者會賀御口仁

L

⑯ 告知諸田刀
等
称
勘取
田
二
段
九条三里一曾
□□

嘉祥三年二月十四日 大領薩麻公

擬少領

攝少領

(京田遺跡)

木簡⑧は木簡⑦と伴出した。同じ性格の木簡と考えられ、同一坪に立てられたものかもしれない。^[31]木簡⑨と木簡⑩は、木簡⑦から二〇〇m下流で出土した。やはり洪水で流されてきたらしい。木簡⑨も「禁制」と記す札で、坪付は木簡⑦に程近い。木簡⑩は⑨とは別個体だが、同様のものと考えられる。木簡⑪も田地にかかる札しかし、袴狭遺跡深田1区の水田面から出土した。ただし「禁制」とは

書かない。木簡⑫と木簡⑬は兵庫県深田遺跡（但馬国府関連遺跡）で出土。⑫は墾田にかかる札、⑬は一一世紀末に下るものである。木簡⑭は大阪府長原遺跡で見つかった「制止」札で、穴が四つあけ

（京田遺跡） 無効されたと見るのである。ところが渡辺見宏は全く異なる見解を示し、延喜荘園整理令によつて存続が認められた田に対する、権利の侵害や無断侵入を禁止する札を郡司が立て、その後、郡家に持ち帰つて捨てたとした。³⁴⁾ つまり誰が立札したかについて、荘園領主説と郡司説が示されているのである。ただし、出石郡条里の復原案に基づき、⑦が田頭から流れてきたのではなく、いつたん郡家に收められ破棄されたとする点で両説は一致している。³⁵⁾ そこで改めて、「禁制」札がどのように立てられ、いかなる局面で抜かれたかを検証す

られており、杭などにくくりつけて掲示したのである。年紀は治暦二年（一〇六六）である。木簡¹⁵は鹿児島県京田遺跡で出土。田地の「勘取」を田刀祢に告知するため、郡司が立てた杭である。³²

に告知するため、群司が立てた板である。
（二）開墾の不育の一つは、責任

おおむね妥当だと思われる。⁽³³⁾百姓から土地を寄進さ

れた民部卿家から他人の立ち入り、耕作、課税を禁止する札を立てた。それがのちに郡家に保管され、

廃棄されたと見るのである。ところが渡辺晃宏は全く異なる見解を示し、延喜莊園整理令によつて存続

が認められた田に対して、権利の侵害や無断侵入を

つまり誰が立札したかについて、莊園領主説と郡

いるのである。ただし、出石郡条里の復原案に基づいて、うつたん郡家に取められ

する点で両説は一致している。³⁵そこで改めて、「禁
ように立てられ、いかなる局面で抜かれたかを検証す
。

同時代の文献史料を見てみよう。延喜二年（九〇二）二月十三日太

政官符(類聚三代格)卷九 禁制事、いわゆる延喜莊園整理令によれば、諸国の百姓は課役を逃れるために院宮王臣家に属し、田地や舍

宅を寄進・売与したと称して、「使を請い、牒を取り、封を加え、勝を立」てたという。この場合の封は舍宅、勝は田地を対象とするものであろう。使・牒と封・勝が別物であることにも注意したい。

また昌泰四年（九〇二）閏六月二十五日太政官符（同卷二〇、断罪贖銅事）では、百姓が六衛府に属して国郡に対抗し、刈取った稻を倉に運んで「勝札」を懸けるとしている。寛平七年（八九五）九月二十七日太政官符（同卷一九、禁制事）でも「札を懸け、杭を打つ」ことが述べられているが、法令の趣旨からして、倉に収めた物を検封する札・杭と考えられる。なお、同官符は百姓が院宮王臣家の牒をもらい受けて国に送るとしており、やはり札・杭は牒そのものではない。³⁶⁾これらの史料による限り、九世紀末～一〇世紀初の勝や札は、国郡に手出しをさせないために田頭に立てられ、倉に懸けられた。作成・掲示主体としては、牒とは別物であるから、院宮王臣家の使者、または院宮王臣家と結びついた現地有力者と考えられ、郡司と見るべき積極的論拠は存在しない。木簡⑦も民部卿家という院宮王臣家が関わっているので、その使者か、同家と関係をもつ百姓が立てたと推測してよいだろう。³⁷⁾

一一一二世紀の札にも田地に立てたものがある。それは四至を限る莊園勝示とは、性格を異にしていた。例えば天喜五年（一〇五七）、東大寺領大和國清澄莊に内大臣藤原教通家の使者が下向し、坪々に「彼殿御領之由札」を「立札」して「制止」した。これによ

つて作人は「刈り納め」ができなくなつたという。³⁸⁾文書の日付は九月三日で、稲刈りの時期にあたつている。同じような立札は他に五例が見出され、すべて領主が作物の刈取りを「制止」するため、稻田なら八～九月に立てるものであつた。³⁹⁾木簡⑭はこの時代の「制止」札の実例と言え、ちょうど芋が収穫される六月に立てられたから、その刈取りを抑止する札だつたと考えられる。これらの「制止」札は、作物を差押さえるという意味では、古代における倉の検封札に親縁性をもつていて、

しかし、九世紀前後の田地の立札はこれと違つて、三月～四月に立てられるものであった。木簡⑦の日付は四月十三日、木簡⑩は三月十某日、木簡⑯が三月十四日である。つまり刈取りを制止するのではなく、木簡⑧が言うように他人が「作り乱す」ことを禁止する札であった。問題は収穫物ではなく、耕作権だったのである。荒木敏夫によれば、古代には田地の占有権・耕作権を侵害することは「天津罪」であり、それにはシキマキ・アゼナワ・クシザシがあつた。⁴⁰⁾シキマキは耕作・下種を強行すること、アゼナワは標縄を結い、クシザシは標杭（杖・串）を刺して占有を主張することである。荒木

はこの標杭こそが中世の田札・点札につながると述べ、古代における実例として万葉歌と『常陸國風土記』行方郡条をあげた。同条によれば、箭括氏麻多智は田地を開発し、それを妨害する夜刀神に対して、標杭を打ち「ここより上は神の地となすを聽す。ここより下

は人の田を作るべし」と宣言した。開墾にともなう標杭であるが、この麻多智の言葉は、木簡^⑫の「ここより南方は高生郷采女部男庭の墾なり」という文言に何と似ていることか。

平安時代の農事暦では、二月～三月に荒田打ちと苗代作りをし、四月～五月に田打ちと田植えを行なう。⁽⁴¹⁾先述の如く、八世紀の播種は早稲地帯で四月、それ以外では五～六月になされた。おそらく木簡^{⑦～⑪}は田植えに先立ち、その土地の所有権（占有権）を表示する

ために立てられ、他人の耕作を禁止する機能をもつていたのである。ただし、すべての田に標立てがなされたとは考えにくい。和歌に見える標縄・標杭は、山・野・山田・苗代など所有権・用益権の弱い地に結われ、立てられている。⁽⁴²⁾古代の田の立札は、寄進や売買による土地所有権の移動や、開墾による所有権・耕作権の発生など、係争が予想される（または麻多智と夜刀神のよう後に現に係争がある）特別の場合にのみ行なわれたと理解したい。

こう考えれば、木簡^⑦が立てられた経緯もほぼ推測がつく。延喜二年四月十一日太政官符（『類聚三代格』卷二〇、断罪贖銅事）で言上されているように、平安京・畿内からそう遠くない但馬国は、院宮王臣家の活動の舞台であった。⁽⁴³⁾そうしたなか、出石郡の富豪の一人が民部卿家と何らかの関係をもち、この土地を寄進するか、売進したのである。負債があつた可能性もある。そこで但馬国司に立券を求める家牒が発されるとともに、田頭には他人の所有・耕作を認

めない（「禁制」する）旨の札が立てられたのである。かの富豪はその後も作人として耕作を続けたはずだが、その実力行動と民部卿家の圧力によって、租税が免除されたかも知れない。しかし、それは木簡^⑦の直接の機能ではなかつた。なお、当時の院宮王臣家領莊園の設定には、国司が介在する場合も多かつた。木簡^⑦についてもその可能性を否定することはできない。⁽⁴⁴⁾ただいざれにせよ、延喜莊園整理令以後も院宮王臣家の活動が衰えなかつたことを示す、良質の史料と言ふことはできる。

それでは、木簡^{⑦～⑪}はなぜ郡家で廃棄されたのだろうか。換言すれば、なぜ郡司が札を抜いたかということである。この問題は郡司立札説が提唱される所以でもあるから、それなりの想定を示す必要があるが、可能性は二つ考えられる。第一に田地の所有権が否定されたこと、第二に田地の所有権が安定したこと、このいずれかではなかろうか。

第一の可能性も全く排除できないが、現地で抜き捨てるなどをせず、わざわざ郡家まで持ち帰つたことから見て、私は第二の可能性のほうが大きいと考える。具体的な状況として想定するのは、但馬国による検田である。班田制・編戸制がほぼ崩壊した一〇世紀前葉にも、国使（見當使）と郡司による検田は行なっていた。それは律令体制下の損田調査の系譜を引くもので、のちの馬上帳の記載から推せば、当時の検田は次のようになされたと考えられる。⁽⁴⁵⁾すなわち、

国使・郡司は国図の記載をベースにしながら、条里の坪毎に作柄を調査し、損得と面積、輸（公田）・不輸（寺田等）の別、作人の名前を記録していく。それは租税徵収の前提となる重要な作業であり、現地の実情を把握することがどうしても必要であったから、刀祢たちも參集せしめられていたと推定すべきであろう。このように考えて大過なれば、当時の検田は国使・郡司と刀祢によつて、現実の土地所有者・耕作者が確定される場でもあつたことになる。検田がどのくらいの頻度で行なわれたかは判然としないが、田地の所有権・耕作権が公的に承認され、検田帳簿、さらには国図に定着すれば、田頭に立てられた札はもはや不要のものとなる。かくして検田の過程で札は抜き取られ、郡家に持ち帰つて帳簿のチェックなどに用いられたのではないだろうか。⁽⁴⁶⁾

よく考へてみれば、禁制などの札に条里坪付は必ずしも必要ない。

現地に立つてゐるのだから、所有者もしくは耕作者を明示すれば、それで十分なはずであろう。にもかかわらず条里坪付をわざわざ記していたのは、検田帳簿や国図との関わりを考えれば理解しやすい。おそらく律令体制下においても、校田や損田調査に対応するべく、田地の札には坪付が必要とされたのではないか。土地管理システムの発達とともに、箭括氏麻多智が立てたような素朴な標杭は、複雑な文面をもつ木簡に変化していく、というのが私の推定である。なお、郡司が札を抜いた理由として、所有権否定というも

う一つの可能性を挙げたが、この場合も札を抜く契機としては、やはり検田という状況を想定することはできるだろう。

以上、木簡⁽⁷⁾の禁制札は、民部卿家の使者か、同家と結びついた出石郡の有力農民によつて立てられ、検田を契機に国使・郡司によって抜かれたものと想定した。古代の札は田植えに先立つもの、一世紀以降の札は刈取りを制止するものと割り切つて述べたが、古代にも刈取り制止札は存在したかもしれない⁽⁴⁷⁾、中世にも標杭はあったであろう。要は主流が変化したということなのだろうが、それが領域型莊園の形成や莊園支配の変容とどう関連したかについては、榜示札の系譜の問題と併せて、今後の課題としておきたい。

結語

本報告では、袴狭遺跡から出土した三点の木簡を取り上げ、但馬国の国郡支配の一端を論じた。地方支配・地域秩序をできるだけ具体的に考えようとしたが、選択肢の一つをあえて採つたようなどころも多く、全体として試論の域を出るものではない。

最後に、一〇世紀中葉の但馬国にいた藤孫賀茂貞行なる人物を紹介しておきたい。⁽⁴⁸⁾ 貞行は朝来郡朝来郷の住人で、藤原純友の乱の後、播磨から北陸に逃げようとする海賊の残党が彼の許に身を寄せてきた。貞行は数百の兵を率いて海賊を射殺し、その旨を但馬国府に報

告、国解をもらい受けて、首級を平安京にもたらしたという。この人物は但馬の円山川と播磨の市川を結ぶ運輸ルートを掌握していた富豪と考えられ、その武力も侮りがたいものがあった。だからこそ海賊とも顔見知りだったのであろうし、あるいは貞行その人も海賊と目されることがあつたかもしれない。⁽⁴⁹⁾ この時期、律令体制下のような調庸運送システムはすでに崩壊し、但馬でも水陸の運輸業者が活躍しはじめていたと見られる。

但馬国の受領は、こうした富豪層を「進官留国の雜役」に召して使っていた。彼らの少なからぬ部分は平安京の諸家・諸司とつながりをもち、それと受領を両天秤にかけながら活動していたと考えられる。平安中後期の「国内名士」の先駆形態と言えようか。⁽⁵⁰⁾ このような在地有力者の活動と受領の支配が絡み合うなかで、律令国郡支配はほどなく終焉を迎える。一〇世紀後葉には新たな地域秩序が生み出されることになるのである。

注

- (1) 渡辺晃宏「袴狭遺跡出土木簡」（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「袴狭遺跡」二〇〇〇年）。
- (2) 木簡の釈文は「木簡研究」に拠り、所載号数（釈文の追加と訂正）がある場合はその号数）・頁数とともに「木一六八七」のように示す。兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「袴狭遺跡」（前掲）所収の木簡はその遺物番号（「T13」など）を出石町教育委員会「袴狭遺跡内田地区発掘調査概報」（一九九五年）と木簡学会「日本古代

木簡選」（岩波書店、一九九〇年）所収の木簡も、これと同じく「内8」「選470」などと付記する。なお、原品や写真の読みとりによって、釈文を私に改めた部分がある。

- (3) 「平安遺文」六五号・八九号・一一六号・一二〇号・一三一号。壳券の日付は、順に承和七年（八四〇）二月十九日・嘉祥元年（八四八）十一月三日・仁寿四年（八五四）十月二十五日・齊衡二年（八五五）九月二十五日・貞觀三年（八六一）十月十九日。以下の郡雜任（徵部・稅長・郡書生）に関する記述は、西山良平「〔律令制收奪〕機構の性格とその基盤」（『日本史研究』一八七、一九七八年）、同「〔郡雜任〕の機能と性格」（『日本史研究』二三四、一九八二年）に依拠する。

- (4) 吉田孝「雜徭制の展開過程」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年）、原秀三郎「郡家小考」（『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年。改題して同「地域と王權の古代史学」塙書房、二〇〇二年、所収）。

- (5) 分業関係説は西山良平「〔律令制收奪〕機構の性格とその基盤」・同「〔郡雜任〕の機能と性格」（ともに前掲）、指揮関係説は宮本救「律令制村落社会の変貌」（『続日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九七二年）。私は「長」と「丁（部）」の違いを重視して、稅長が徵部を指揮し、正稅の収納・管理・運用の総責任を担つたと考える。

- (6) 渡辺晃宏「袴狭遺跡出土木簡」、出石町教育委員会「袴狭遺跡内田地区発掘調査概報」（ともに前掲）。

- (7) 「天長二年稅帳」と記す題籤軸。現状では片面のみに文字が見える。「木簡研究」一八号一五八頁、鳥取市教育福祉振興会「岩吉遺跡IV」（一九九七年）木簡W²。

- (8) もともと何も書かれていないかった可能性はむろん強いし、反対面にも「諸鄉徵部」と記されていたのかもしれない。

- (9) 戸田芳実「院政期北陸の国司と国衙」(『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版、一九八九年。同『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、所収)。戸田は新任受領が任国から注進させた「国内富人」リストを、「国内の「富豪の輩」を、その富裕に着目して登録した「有徳人交名」のごとき注文」と想定している。
- (10) 平川南「郡符木簡」(『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)。郡雜任召喚の木簡としては、他に津長を召す荒田目条里遺跡出土の郡符がある(木一七99)。
- (11) 褐狹遺跡内田地区の墨書き土器は、小寺誠によつて一覧表が作成された(但馬特別研究集会資料集)。それによれば、西半のF区～J区では「秦」「讚」「平」といった人名が大多数を占めるのに対し、東半のL区～N区ではそつした人名に加えて「出石領」「出領」などの郡領関係記載が目につく。倉庫群も西半に多いことを勘案するなら、内田地区の西半は出石郡正倉、東半はそれとは機能を異にする可能性がある雜舍群と推定される。ただし、上層・下層の二時期で変化があつたかもしれない、詳細は今後の課題である。
- (12) 木簡④は内田地区M地区包含層で検出された(但馬特別研究集会資料集)。前注で述べたようにM地区は正倉に直接関係しない区域である可能性があり、注意を要する。
- (13) 「延喜式」では以下の物品が「園」で数えられている。藁、蕓、苅、安草、藍・山藍・生藍、竹・筋竹・箸竹・串竹、笋子、蒲、蔣・青蔵、蘭、菅、莞、茨菜、水葱、木賊、樺皮、檜皮。廐牧令廐細馬条によれば、蕓となる草・木葉の単位が「園」で、「周三尺為園」と規定する。また藁については、「園」=「束」と推定されている(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡I』、一九六九年、四三号木簡解説)。
- (14) 天平宝字六年(七六二)三月二十五日「山作所告解」(『大日本古文書』五卷一四八頁)、大治五年(一二三〇)九月二十日「大神宮司
- (15) 「清良記」巻七上、藍の事・水草の事・竹の事、『農業全書』巻六、藍・王蕓(かりやす)・蘭・菅、同巻十、木賊。
- (16) 檜皮剥ぎについては原田多加司「檜皮葺と柿葺」(学芸出版社、一九九九年)、一二世紀紀伊国の材木収納については勝山清次「紀伊国名草郡郡許院収納米帳と進未勘文について」(『三重大学教育学部研究紀要』三三、一九八一年。同『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年、所収)を参考にした。
- (17) 古島敏雄「日本農業技術史」(時潮社、一九四七年)。承和八年(八四一)閏九月二日太政官符(『類聚三代格』巻八、農桑事)で乾稻器(稻機)の利用を奨励しているのは、根刈りした稻を地乾しすることが一般化していたことを示すものである。
- (18) 須藤功「たがやす写真でみる日本生活図引①」(弘文堂、縮刷版一九九四年)。これは近代の例であるが、同様のことは近世但馬の農事暦でも読みとれる(『出石町史』一、一九八四年)。脱穀と藁についても、宮崎清『藁』I・II(法政大学出版局、一九八五年)、乙益重隆『千把以前』(『論集日本原史』吉川弘文館、一九八五年)も参照。
- (19) 「令集解」(坂憲令給休假条古記)。
- (20) 大石直正「一一・一二世紀の作物と栽培法」(『産業史I』山川出版社、一九六四年)、荒木敏夫「平安時代の落穂拾い慣行と稲刈り労働」(『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇年)、木村茂光「中世農村と孟蘭盆」(『歴史公論』一〇一、一九八四年。同『日本古代・中世農作史の研究』校倉書房、一九九二年、所収)。
- (21) 一部が但馬国府に移送され、使用されたと考えることもできよう。なお、私は日付が説明しやすいことから、木簡④は藁に関するものかと考え、但馬特別研究集会ではそちらに力点をおいて報告したが、むろん雑務で調達された蕓である可能性も大きい。一世紀の郡司が負

序宣案』(『平安遺文』二一六八号)、など。

名に芻を切り充てていたこと（佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」）（『日本史研究』三九一、一九九五年。同「日本中世の黎明」京都大学学術出版会、二〇〇一年、所収）も念頭におく必要があるだろう。いずれにせよ、「郡家の本質的属性としての交通機能」が主として雜徭によつて維持されていたことは確かであり（原秀三郎「郡家小考」前掲）、郡稻（のち正税）がその点では伝使・国司の食料費と伝馬購入費のみに用いられたこと（蘭田香融「郡稻の起源」『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年）の意味こそが、むしろ問われねばなるまい。

(22) 鹿牧令馬戸分番条では、馬戸の調草（芻）は正丁で三百園とされる。
(23) 鳥取市教育福祉振興会「岩吉遺跡IV」（前掲）木簡W1。

(24) 「延喜式」卷三九、内膳司によれば、早瓜は一月に植え付け、三月
一四月に除草作業を行ない、晚瓜はそれより一ヶ月遅かつた。よつて
早瓜の収穫は五月頃、晚瓜は六月頃と推定される。木簡⑤の記載は五
月段階から始まつていたらしく、時期的にうまく符合する。「食用五
果」という記事もあるから、それ以外の多くは漬物にされたのではな
かろうか。なお、木簡に見られる「果」は例外なく瓜の単位である。

(25) 事例は枚挙に違ない。例えば天平十一年（七三九）八月十一日「写

経司解」（『大日本古文書』二卷二七九頁）は、錢によつて、薪・藁・
水葱・青菜・茶・勘・瓜・熟瓜・茄子・末滑海藻・末醤・蘭・佐々
氣・不乃利・心太・壳我を購入したと記す。

(26) 長承三年（一一三四）四月日「淀相模窪領在家所課注文案」（平安
遺文）（三〇〇号）。

(27) 例えは官人や雜任の常食は、国郡の経常経費の一定部分を占めたは
ずだが、正税はそれらに充てられなかつた。木簡⑥について述べた
雜徭による調達が、その他の副食物や調味料などでも一事によると
米・塩についてさえも一行なわれたとは考えられないだろうか。中男

作物の調備が雜徭でなされたことも、恐らくはそうした賦課体制と通
底しているのであろう。

(28) 勝山清次「收取体系の転換」（『岩波講座日本通史』六、一九九五
年）。

(29) 佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」（前掲）。

(30) 西山良平「律令制社会の変容」（『講座日本歴史』二、東京大学出版
会、一九八四年）、山口英男「十世紀の国郡行政機構」（『史学雑誌』
一〇〇一九、一九九一年）。

(31) 但馬特別研究集会では同一個体かもしれないと述べたが、渡辺晃宏
氏の御教示を受け、かつ現品を実見して、その可能性が低いことを知
つた。形状的にも文章的にもそのほうが自然である。

(32) 虎尾達哉「鹿児島県京田遺跡出土木簡の「田刀□」について」（『鹿
大史学』四九、二〇〇二年）。

(33) 廣野誠「袴狭遺跡出土木簡について」（『兵庫県の歴史』一九、一九
九三年）。田良島哲「禁制札の発生」（『三浦古文化』五二、一九九
三年）も関連史料を博搜して同様の理解を示すが、木簡⑦⑨が現地に
立てられたか否かについては判断を保留している。

(34) 渡辺晃宏「袴狭遺跡出土木簡」（前掲）。

(35) これは山本崇「袴狭遺跡出土木簡と但馬国豊岡盆地の条里」（本号
所載）でさらに確実になつた。

(36) 家牒が国司に対し發給されたことは、川端新「牒・告書・下文」
（『史林』八一三、一九九八年。改題して同「莊園制成立史の研
究」思文閣出版、二〇〇〇年、所収）参照。

(37) その場合、民部卿家牒の内容が下敷きにされたことを想定すれば、
木簡⑦の位置も理解しやすいであろう。なお、木簡⑮を作成・立札し
たのは郡司であるが、收公された田地を対象とした札と考えられるか
ら（虎尾達哉「鹿児島県京田遺跡出土木簡の「田刀□」について」

〔前掲〕、院宮王臣家が介在する木簡⑦と同列に論じることはできない。

(38) 天喜五年九月三日「東大寺領大和国清澄荘解案」(『平安遺文』八六四号)。

(39)

天喜二年九月十一日「東大寺領撰津国猪名莊司解」(『平安遺文』七八号)、寛治三年(一〇八九)八月十七日「筑前國觀世音寺三綱解案」(同一二七五号)、保安四年(一一三三)九月二十五日「春日社領大和國大嶋莊下司解」(同一九八七号)、天承元年(一一三一)九月二十五日「筑前國觀世音寺三綱等解」(同三二〇七号)、永万二年(一一六六)三月十二日「散位足羽友包起請文」(同三三八七号)。このほか承保三年(一〇七六)十一月二十三日「東寺領伊勢國大國莊司解案」(同一三七号)にも「制止御札」が見えるが、刈取りとの関係は明確でない。

(40) 荒木敏夫「八・九世紀の在地社会の構造と人民」(『歴史学研究』別冊「世界史における民族と民主主義」、一九七四年)。禁制札をクシザシとの関連で理解すべきことについては、鈴木景二氏のご教示を得た。

(41) 戸田芳実「十・十三世紀の農業労働と村落」(『中世社会の成立と展開』吉川弘文館、一九七六年。同「初期中世社会史の研究」〔前掲〕、所収)、黒田日出男「中世農業史・技術史の諸問題」(『民衆史研究』一六、一九七八年。改題して同「日本中世開発史の研究」校倉書房、一九八四年、所収)。

(42) 「万葉集」では、野(二〇番・一三三七番・一四二七番・一五一〇番・二四六六番・二四八一番・三〇五〇番・三〇六三番・三三七二番・四一九七番・四五〇九番)山(一五四番・四〇一番・四〇二番・一三三五番)、野山(二三四七番)、原(二三四二番・二七五五番)、川原(一一五二番)の標が歌われている。また、戸田芳実「十三世紀の農業労働と村落」(前掲)があげた和歌の標も、苗代・荒小田・山田のものである。

(43) 市大樹「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」(『ヒストリア』一六三、一九九九年)、吉川真司「院宮王臣家」(『日本の時代史』五、吉川弘文館、二〇〇一年)、参照。

(44) 吉川真司「院宮王臣家」(前掲)。なおまた、院宮王臣家相互における田地の売買・相博・伝領といった事情も想定できるし、さらには出石郡における相論に民部卿家が介入したものである可能性(佐藤泰弘氏のご教示による)も考えられる。

(45) 佐藤泰弘「平安時代の国の検田」(『史林』七五—五、一九九二年。改題して同「日本中世の黎明」〔前掲〕、所収)。

(46) ただし、木簡⑫は深田遺跡で出土し、但馬国府の業務に伴つて廃棄されたものと見られる。気多郡家でなく但馬国府に運ばれた理由については、今後さらに考えたい。

(47) 例えれば左の袴狭遺跡出土木簡はそうしたものかもしれない。

〔石○□□□
□件○□□□
□□□□□□□
……
□□□□□□□
□□□□□□□
□□□□□□□〕

〔分カ
不可刈所_{〔副カ〕}
〔_カ〕
〔_カ〕〕」 木三二二五〔T.37〕

(48) 「本朝世紀」天慶四年(九四一)十月二十六日条。

(49) 天慶二年二月一日、藤原純友を召喚する官符が、撰津・丹波・但馬・播磨・備前・備中・備後に下されたこと(『本朝世紀』同日条)も注目されよう。

(50) 戸田芳実「王朝都市と莊園体制」(『岩波講座日本歴史』四、一九七六年。同「初期中世社会史の研究」〔前掲〕、所収)。

(付記) 本稿は但馬特別研究集会の報告原稿とほぼ同内容であるが、当日は時間の関係で、末尾部分を切り捨てた。論拠や訂正・補説した点については注に明記した。準備段階で種々ご教示下さった佐藤泰弘・鈴木景二・山本崇・吉野秋二の各氏、および但馬で貴重なご意見を賜わった方々に、心から感謝申し上げる。